〇 主文

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

〇 事実及び理由

原告の請求

被告が原告に対して平成元年九月五日付けでした東京都公文書の開示等に関する条 例(以下「本条例」という。)に基づく公文書非開示決定処分(以下「本件処分」 という。)を取り消す。

事案の概要

原告の地位

原告は、東京都文京区内に事務局を有する「情報公開法を求める市民運動」と称す る団体に事務局長として勤務しており、本条例五条三号の「都の区域内に存する事 務所又は事業所に勤務する者」として、本条例による公文書の開示を請求することができるものである(この事実は、甲第一号証、同第四号証から第六号証まで及び 同第一〇号証によって認めることができる。)。 二 当事者間に争いがない事実

東京都総務局は、昭和六三年一〇月から一二月にかけて、個人情報保護条例制 定の準備作業として、各部局(知事部局、公営企業局、警視庁、消防庁等)が保有 している個人情報の実態調査を行った。その調査方法は、「個人情報実態調査票」 に所要事項の記入を求め、これを提出させるというものであった。

平成元年八月二三日、原告から被告に対して、「個人情報実態調査に関して警 視庁から入手、取得した一切の文書」について、本条例による開示の請求がなされ

た。

これに対し、被告は、同年九月五日、右開示請求の対象となっている文書が警視庁 から提出された「個人情報保護対策の検討について」と題する文書(以下「本件文 書」という。)であるとしたうえ、本件文書が開示しないことができる公文書の範 囲を定めた本条例九条八号所定の情報(監査、検査、取締り、徴税等の計画及び実 施要領、渉外、争訟、交渉の方針、契約の予定価格、試験の問題及び採点基準、職 ル安領、かか、宇弘、文かの万町、美利のアた山宿、武嶽の同處及び孫原奉子、報 員の身分取扱い、学術研究計画及び未発表の学術研究成果、用地買収計画その他実 施機関が行う事務事業に関する情報であって、開示することにより、・・・・・・ 関係当事者間の信頼関係が損なわれると認められるもの、当該事務事業若しくは将 来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおこれが関 は・・・・・)が記録されている公文書に当たるものとして、これを開示しない との決定をし、原告に対して公文書非開示決定通知書でその旨を通知した。

なお、本条例七条四項によれば、開示の請求に係る公文書を開示しない旨の決 定をする場合には、非開示決定通知書に非開示の理由を付記しなければならないも のとされており、本件非開示決定通知書には、右非開示の理由として「本条例九条 八号に該当」との記載がなされている、。

まず、原告は、本件処分についてなされた前記のような理由付記は、決定権者 の慎重かつ合理的な判断を確保し処分の理由を相手方に知らせるというその目的か らして、不備なものであり、この点で本件処分は違法なものであると主張してい

る。 これに対し、被告は、平成元年九月一四日に原告が来庁して本件文書を非開示とした理由を質問した際、担当職員が、本件文書を開示すると都と警視庁の協力、信頼 た理由を質問した際、担当職員が、本件文書を開示すると都と警視庁の協力、信頼 由によってなされたかを十分承知しているから、本件処分の理由付記には欠けると ころはないと主張している。

したがって、本件の第一の争点は、本件処分に理由付記の不備があるか否かという 点である。

2 次に、被告は、本件文書は、東京都が前記のとおり庁内の各部局の保有する個人情報の実態調査を行った際に、警視庁から行政内部においてのみ使用しこれを公にしないことを条件に取得したものであるから、これを開示すれば警視庁と東京都にはおりにはなる。 との協力信頼関係が損なわれるとともに、今後の正確な調査報告の協力が得られな くなり、事務の円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるから、本件文書は本条例九 条八号所定の開示しないことができる公文書に当たると主張していろ。

これに対して、原告は、本条例九条八号は、事務事業の内容及び性質に着目して非 公開にできる情報の範囲を定めたものであり、同号前段掲記の「監査、検査、取締 り、徴税等の計画及び実施要領、渉外、争訟、交渉の方針、契約の予定価格、試験の問題及び採点基準、職員の身分取扱い、学術研究計画及び未発表の学術研究成果、用地買収計画」の各事務事業に類似、関連する事務事業に関する情報だけ係る各事務のようにその内容及び性質からして当然に秘密性を有するものとはいれるとでは、また、被告の主張するように情報提供者との間で非公開とする条件が付されて、また、被告の主張するように情報提供者との間で非公開とする条件が付されて、また、被告の主張するように情報といれると記められるもの、当該事務事業若しくは将来の同種の事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるもの」という言義とはいえない方に、本件文書は同号所定の情報を記録した公文書に該当するとはいえないと主張している。したができる公文書に該当するか否かという点である。第三 争点に対する判断

一 本件処分についてなされた理由付記の適否について

本条例七条四項が開示の請求に係る公文書を開示しない旨の決定をする場合に非開示決定通知書にその理由を付記することを要求している趣旨は、原告の主張するとおり、決定権者の慎重かつ合理的な判断を確保するとともに、処分の理由を相手方に知らせることにあるものと解される。

ところで、本件非開示決定通知書には、その非開示の理由が、本条例九条八号といり、は、本件で原告が開示を請求したのが、前記のとおり個人情報実態調本とにおいることが書れていることが開示を請求したのが、前記のとおり個人情報実態調本という。 大き事者であることが表生の間の情報という方の本条例九条八号に定められた事由のうちの、関係当事者であることが表現情報を表する。現により、関係当事者である。現に、証人人の証言によれば、右通知書を受領した原告が九月一四りを行って、は、右通知書を受領した原告が九月中の日に表現にある。現に、証人人の証言によれば、右通知書を受領した原告が九月中の日に表現を表現を表現を表現を表現という。とは、本件処分が本条例九条八号にいう「関係当事者間の信頼のよる。」と、本件処分が本条例九条八号にいることを認識しており、を理由とは、本件処分が本条例九条八号にいることを認識しており、を理由とは、表現を表現を表現を表現していた。とが記述を表現を表現を表現していた。とが記述を表現を表現を表現を表現を表現といる。

そうだとすると、本条例による文書非開示決定に付された理由に不備があること自体が右決定の違法理由となることが一般論としてはあり得るとしても、本件処分に付された理由については、その記載に本件処分を違法ならしめるような不備があったものとすることは困難である。結局、この点に関する原告の主張は採用できない。

二 本件文書が開示しないことのできる公文書に該当するか否かについて 本条例二条一項によれば、もともと警視庁(公安委員会)は本条例による公文 書の開示の実施機関とはされておらず、したがって、警視庁においれている文書は本条例による公文書の開示の対象から除外されているものである、主は本条例による公文書の開示の対象がされているものである、正正の名を証言によれば、警視庁からとが認められる。 書が提出されるに至った経緯は、次のようなものであったとが認められる。 まなわち、前記のとおり、東京都総務局であったとが認める、各部によるで文 有している個人情報について調査票にからは、昭和六を求めるという方法に対してが、警視庁からなよる調査との担当すの担当で見かるにようにようなで、総務局の担当者の間でも、その調査結果等を外部に公表しないにのは、おり、また警視庁から本件文書が提出されるに当たっても、警視庁側からは、おり、また警視庁から本件文書が提出されるに当たっても、自入れがくり返しないた。

2 右に認定した事実関係からすると、本件文書に記録されている情報は、もともとは本条例による開示の対象から除外されているものであるが、被告の行う事務事業のための資料に供する目的で、これを外部に公表しないとの了解のもとに、警視庁から本条例による公文書開示の実施機関とされている被告のもとに送付されたものということができる。

そうだとすると、右のような情報の記録された本件文書を被告が開示することは、 被告と警視庁との間の信頼関係を損なうとともに、今後の類似の調査等に対する警 視庁側の協力をも困難にし、被告の行う事務事業の円滑な執行に支障をもたらすお それがあるものといわなければならない。

この点について、原告は、本条例九条八号前段にいう情報に含まれないし、また、公開しないことを条件に提出されたということだけでは、同号後段しては、「その他の」がその前の言葉に例ったが立り関係におけられる場合では、「その他の」がその前では、「その他の」がその前では、「その他」はその前の言葉と「その他」はその前の言葉と「その他」はその前の言葉と「その他」はその前の言葉と「その他」はその前の言葉と「その他」はその前の言葉と「その他」はその前の言葉と「その他」はその前の言葉と「その他」はそのが通例で、本条例九条八号前に記載された「監査、は体がり、もらう事務事業に係るすべるといとのの解すされたないは、も自にと本条例により開示を求めるしてはあってれば、とができるにはないとの了解のもとに情報開示の対象とはない情報であるにに提供されたような場合にしてないとの了解のもとに情報開示の声にあるが、これが更には、本条例をする文書は同号前段の文書に該当まに表すないる、本件文書は、本条例九条八号掲記の開示しないことができる公文書にないた。本件文書は、本条例九条八号掲記の開示しないことができる公文書にすなわち、本件文書は、本条例九条八号掲記の開示しないことができる公文書にないた。

すなわち、本件文書は、本条例九条八号掲記の開示しないことができる公文書に該当するものというべきであるから、被告のした本件処分は、適法なものということになる。

(裁判官 涌井紀夫 市村陽典 小林昭彦)